



別紙様式第2号（第3関係）

令和3年4月2日

奈良市議会議長 三浦教次様

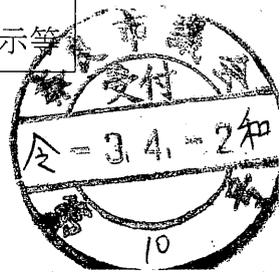
回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく樋口清二郎議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	受動喫煙対策について
回答内容	<p>①2020年4月1日以降の市の受動喫煙対策の取り組みと効果について。</p> <p>しみんだより令和2年4月号に受動喫煙防止及び改正健康増進法全面施行等記事を掲載し、厚生労働省作成のチラシ、ポスター、リーフレット、ポケットティッシュ等広報媒体を、はぐくみセンター内、部内関係部署の窓口に設置いたしました。特に飲食店や事業所等に大きく関係するため、奈良市食品衛生協会のご協力のもと、食品衛生協会奈良支部、食品衛生責任者講習会参加者等へも配付、周知を行いました。</p> <p>また、市立中学校、一条高校の全生徒及び学校用にリーフレットを配付、市立こども園等に在籍する全園児の各家庭にはチラシを配付、さらに奈良市ホームページ、公式ツイッターにより啓発記事の配信を行いました。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行のため、イベント形式での大学、商業施設等での働きかけを控えましたが、飲食店へ啓発資料を配付する等数少ない機会の活用に努めました。</p> <p>市民からの「喫煙禁止場所における喫煙」違反や標識の掲示等</p>



違反に関する情報提供は昨年4月から今年3月26日まで44件で、調査、立入等を行ってまいりました。これまで大きなトラブルはなく、指導等により改善していただき、勧告、店名公表まで至ったケースはございません。

②市として望まない受動喫煙をどう防いでいくのか。今後の取り組みについて。

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今年度実施できなかった大学、商業施設、イベント等での啓発活動の再開を目指し、ポスター、チラシ等国からの広報媒体を利用しながら、引き続きしみんだよりや奈良市のホームページ、公式ツイッター、さらに新たな広報手段も検討して関係機関、団体等とも連携を図り、受動喫煙防止の啓発に努めてまいります。また、市民からの情報提供、通報については、関係課と連携する等迅速に対応してまいりたいと考えております。

③市における指定喫煙場所の数について。

過去に近鉄奈良駅付近及びJR奈良駅付近に喫煙所を設置しておりましたが、健康増進法が改正され、その中で示された新たな基準を満たすものではなかったため、平成31年4月に喫煙所を廃止いたしました。そのため、現在は市が指定する喫煙所はございません。

④路上喫煙禁止地域における巡回指導の実績について。

過去3年間の巡回指導実績は以下のとおりです。

	指導件数 (件)	巡回日数 (日)
平成30年度	9	12
令和元年度	6	52
令和2年度	8	77

令和元年度以降は放置自転車撤去と併せて巡回を実施したた

め、巡回日数が増えています。

⑤市は路上喫煙禁止地域以外の場所であっても、吸い殻入れが近くに設置されていない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならないとしているが、駅周辺では吸い殻が多く存在している。現状をどのように認識しているのかについて。

路上喫煙禁止地域以外の場所においても路上喫煙が発生しているということは、市民等からの通報や現場確認等により認識しており、市としても、発生している地点については看板等の設置により啓発に努めております。また、市民や地元自治会から相談があった場合には、掲示用のポスター等の提供を行い、路上喫煙の発生防止に向け協力を呼び掛けております。

喫煙マナーやモラルの向上を図り、国際文化観光都市としての美観の形成及び安全で快適な生活環境を確保するため、路上喫煙防止に関する施策、対策に継続して取り組んでいきたいと考えております。

(担当部局：健康医療部 医療政策課、環境部 環境政策課)

受理日	3年4月2日
-----	--------